国民年金だより

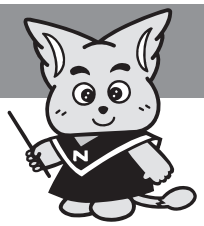

日本年金機構からのお知らせ

○「短縮」と記載した黄色の封筒がお手元に届きましたら、必ず、「ねんきんダイヤル（0570－05－1165）」で予約の上、できるだけお早目に手続きをお願いします。

資格期間が10年以上となれば、年金を受けとれるようになりました

これまで…

必要な期間**25年**

資格期間15年の人

平成29年
8月1日から

必要な期間**10年**に短縮！

資格期間15年の人

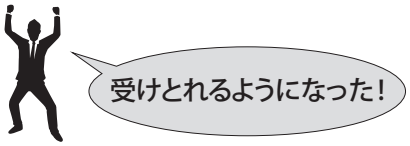

「資格期間」とは?

◎国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間

◎サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）

◎年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間
（「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間）

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。

資格期間が10年（120月）以上あると、年金を受けとることができます。

注：年金の額は納付した期間に応じて決まります。
40年間保険料を納付された方は、満額を受けとれます。
（10年間の納付では、受けとる年金額はおおむねその4分の1になります。）

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

平成29年度の免除等の受付は平成29年7月1日から開始され、平成29年7月分から平成30年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1カ月前までになります。